

議員提出議案第7号

三朝町議会事務局処務規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会事務局処務規則の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年5月11日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	香川和久
賛成者	三朝町議会議員	知久馬二三子
賛成者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖

平成18年5月11日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町議会規則第　号

三朝町議会事務局処務規則の一部を改正する規則

三朝町議会事務局処務規則（昭和33年三朝町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(書記の職)	(書記の職)
第3条 書記の職は、次のとおりとする。	第3条 書記の職は、次のとおりとする。
(1) <u>主幹</u>	(1) <u>局長補佐</u>
(2) <u>副主幹</u>	(2) <u>係長</u>
(3) 略	(3) <u>主査</u>
(4) 略	(4) 略
(5) 略	(5) 略
第4条 削除	(係の設置) 第4条 事務局に庶務・議事係を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。